

平成 30 年 4 月

平成 30 年夏期の電力需要抑制の対策について

一般社団法人 日本加工食品卸協会

省エネ法と新「低炭素社会実行計画」の遵守を基本的な考え方として、以下の施策の実行により今夏の電力の需要を抑制する。

電力需給対策全般

- ① クールビズの推奨実施期間（5 月～10 月）
- ② 設備の省エネ化推進（照明、遮光フィルム、遮光塗料等）
- ③ 不要な照明の消灯徹底、屋外広告・看板の照明消灯
- ④ 電力デマンド監視サービスの導入
- ⑤ 扇風機やサーキュレーターを導入
- ⑥ 空調設備の 28℃の設定遵守

以上

クールビズの服装推奨ガイドライン

一般社団法人 日本加工食品卸協会
労務管理研究会

”基本” 「電力需要抑制環境に適した服装を心掛け、職務に適した機能的な身だしなみを推奨する」

	男 性	女 性
の ぞ ま し い 服 装	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーネクタイ ・ノー上着 ・襟付きのもの ・スラックス ・ポロシャツ(可) ・チノパン (可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏用事務服 又は 適正冷房温度に相応しい服装 ・事務服の場合のベスト非着用 ・スラックス ・ポロシャツ(可) ・チノパン (可)
の ぞ ま し く な い 服 装	<ul style="list-style-type: none"> ・Tシャツ、その他襟なしの物 ・ジーンズ、丈の短いパンツ ・かりゆしシャツ ・アロハシャツ ・サンダル ・スニーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャミソール、ホルダーネック ・タンクトップ等の露出度の高い物 ・ジーンズ、極端に丈の短いスカート及びパンツ ・かりゆしシャツ ・アロハシャツ ・サンダル、ミュール、スリッパ等のストラップが無い物、スニーカー、ブーツ その他安全上問題のある物 (極端なハイヒール、厚底の靴、極端なロング丈のスカートやワンピースなど)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・必要時着用できるようにネクタイを1本程度常備しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務服着用にあたっては、華美でない市販のブラウス併用も可